

第

4563
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月 5日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 退職所得に対する源泉徴収

Q：平成25年以降、退職所得に対する源泉徴収が変わるそうですが、どのようになるのですか？

A：所得税に合わせて復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

【解説】

昨年の税制改正で、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を徴収しなければならないこととなりました。

これにより、退職所得に対する源泉徴収についても、平成25年からは、その取扱いが変わることとなっています。

具体的には、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されているかどうかで、次のように取り扱われます。

①申告書が提出されている場合

国税庁から公表されている2つの退職所得の源泉徴収税額の速算表のうちどちらかを使って源泉徴収税額を計算します。

一つは、所得税の税率を乗じて計算した税額に復興特別所得税の税率(2.1%)を乗じて徴収税額を計算する方法で、もう一つは、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて、そこから復興特別所得税分を調整した控除額を控除して計算する方法ですが、どちらも同じ金額になります。

②申告書が提出されていない場合

退職手当等の収入金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収します。

